

平成24年(ワ)第430号 川内原発差止等請求事件
平成24年(ワ)第811号 川内原発差止等請求事件
平成25年(ワ)第180号 川内原発差止等請求事件
平成25年(ワ)第521号 川内原発差止等請求事件
平成26年(ワ)第163号 川内原発差止等請求事件
平成26年(ワ)第605号 川内原発差止等請求事件
平成27年(ワ)第638号 川内原発差止等請求事件
平成27年(ワ)第847号 川内原発差止等請求事件
平成28年(ワ)第456号 川内原発差止等請求事件

原告ら準備書面42

—福岡高裁宮崎支部・即時抗告審決定に示された

判断枠組み論批判—

2017年3月10日

鹿児島地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 森 雅 美

同 板 井 優

同 後 藤 好 成

同 白 鳥 努
外

目 次

第 1、はじめに	5
第 2、高裁決定の判断枠組み.....	6
1、高裁決定の判断基準	6
2、高裁決定の判断構造	7
第 3、高裁決定の判断構造の問題点	8
1、改正原子炉規制法の目的	8
2、原発安全性の確保についての社会通念は成立していないこと	9
第 4、原発稼働判断に関する高裁の姿勢	10
1、原発の安全性に関する社会通念は規制法と規制委員会による規制のあり方に反映されていると位置づける高裁決定.....	10
2、原発の安全性の程度は規制委員会による判断によって定まるとするかのような高裁の考え方	11
第 5、高裁決定が「社会通念」に基づくものとして川内原発安全性について示した具体的判断.....	12
1、避難計画が実効性を欠いていても原発の安全性は是認されるという高裁決定の立場	12
2、現実に高裁決定が示した具体的判断は高裁決定のいう「科学的技術的知見をふまえ合理的に予測される規模の自然災害の想定」とも言い難いこと	14
3、火山噴火の川内原発への影響については無視できるというのが社会通念とする高裁決定	14

4、川内原発の安全性については、最新の科学的技術的知見をふまえて合理的に予測できる規模の地震動よりも弱い規模の基準地震動の設定で足りるとする高裁決定	16
5、高裁決定は、自らが提示した自然災害の規模についての合理的な予測の判断さえもふみはずしていること	17
6、規制委員会による規制の在り方が直ちに原発の安全性についての社会通念とすることはできない	17
第6、原発に求めるべき安全水準	18
1、原発の安全性の判断は被害を受ける住民の立場を中心に考えるべき	18
2、原発の安全水準の程度に意見がわかれた場合はより高い方の安全水準が優先されるべき	19
3、原発の安全性は科学的知見により、合理的に予測される規模を超える自然災害まで念頭におくことが必要なこと	20
4、事故発生の様々なリスクの可能性に対する原発の安全確保に求められること	22
第7、原発の安全基準と原発建設コストの問題	23
1、原発建設コストに限界づけられる原発の安全性	23
2、原発稼働を前提とし、原発建設コストとのバランスを考慮した原発の安全基準	24
3、国の立法政策としての原発の安全基準	25
第8、原発の安全基準と自然災害の規模の合理的予測の限界	26
1、合理的予測を超える規模の自然災害には原発の安全性が確保できなくともよいという高裁決定の立場	26
2、「自然災害の規模についての合理的予測」も判断者の解釈によって定める他ないこと	27

3、地震動をはじめとする自然災害の規模の正確な予測はそもそも今日の科学的知見では不可能であること	27
4、高裁決定も原発の安全基準について他に合理的な方針・基準が存在することを否定していないこと	28
5、規制委員会が「合理的に予測される自然災害の規模」の解釈・判断を誤らない保証はないこと	29
6、「合理的に予測される自然災害の規模」に関する科学的知見の解釈を誤ることによる原発重大事故発生リスク	31
7、福島事故以前にも「福島原発で予測すべき自然災害の規模」の解釈・判断について意見がわかっていたという教訓	31
8、原発の十分な安全性確保のためには、その安全基準が「合理的に予測される自然災害の規模」の程度を十分に超えておく必要があること ..	32
第9、原発の安全確保と司法の役割	33
1、規制委員会の任務と裁判所に求められる判断	33
2、規制委員会の安全審査と裁判所の安全性判断	33
3、国の立法政策と司法の果たすべき役割	34

第1、はじめに

1、福岡高裁宮崎支部は、その川内原発稼働等禁止仮処分申立却下高裁決定に対する即時抗告審高裁決定（以下、単に「高裁決定」という。甲B 161）において、原発に求められる安全性の程度は我国の社会の考えできまるとした上で、その我国の社会の考え方は社会通念となっている（甲B 161・65頁以下の(4)及び同70頁以下の(5)参照）と判示した。

そして、高裁決定は、改正原子炉規制法（以下、単に「規制法」という。）は、「最新の科学的技術的知見をふまえて合理的に予測される規模の自然災害を想定した原発の安全性の確保を求めるもの」（甲B 161・72頁）と解されるとし、このような規制法の規制のあり方には、我国の自然災害に対する原発の安全性についての社会通念が反映している（甲B 161・72頁）として、上記のような安全基準に適合していれば、原発稼働を認めうる安全性が認められる、とする。

その上で、高裁決定は、川内原発について、このような規制法にもとづき新規基準に適合しているとした原子力規制委員会（以下、単に「規制委員会」という。）の認定に誤りは認められないとして、川内原発の再稼働を肯定したのである。

2、しかし、原発に求められる安全性の程度は、原発事故の特別な重大性・不可逆性からすると、今日の最新の科学的技術的知見からしても簡単には予測できないような万が一の事態にも重大事故発生を生じさせないという極めて高度の安全性であって、我国の社会の考え方次第でその安全性の程度が決められるようなものではない。

原発の安全性を保つ上で、最新の科学的技術的知見で合理的に予測される規模を下回るような規模の自然災害を安全基準とすることはそもそも許されないというべきであるが、だからといって、合理的に予測される規模の自然災害に対応できる程度の安全性の確保があればよいということでは、原発の十分な安全性が保証されるものでは決してない。

最新の科学的知見で合理的に予測される自然災害の規模を原発安全確保の基準としそれ以上の安全確保までは求めないという考え方は、原発としての十分な安全基準ではなく、原発稼働を前提とした時の原発の経済性（コスト）にみあう限りでの安全性とのバランスを考慮した上での考え方にすぎない。

3、しかも、自然災害の規模に関する「科学的技術的知見」やその「合理的予測」そのものが原発稼働可否を判断する者の解釈でなされることとなるが、それが判断者によっては異なりうる幅のあるものであること、又、想定を超える規模の自然災害も現実には発生していること、地震や火山爆発については今日の科学的知見では正確な想定はできないこと等を考えると、原発には科学的知見で合理的に予測される規模の自然災害を安全基準とするだけでは不十分であり、その何倍かにあたる規模の自然災害にも耐えうる安全性を確保することが求められているというべきである。

しかるに、高裁決定は、川内原発の安全基準の具体的判断においても、改正規制法に基づく規制のあり方は「社会通念」の反映であるという自らが示した誤った定義にしばられて規制委員会の判断に追随し、現実には自らが原発安全性の基準として提示した「最新の科学的知見に照らし合理的に予測される規模の自然災害」よりもさらに小規模の自然災害を安全基準として想定する等の誤りを犯したものとなっている。

4、又、新規制基準の対象とされていない避難計画については、実効性がなくとも原発の稼働を容認するという、まさに周辺住民の安全と不安を無視した驚くべき判断となっている。

このように、高裁決定には、我国の立法政策には最大限の意を払おうとする反面、原発重大事故から国民の生命・身体・財産・環境の安全を守るという司法が本来果すべき役割を果そうという姿勢は全くみられないのである。

以下、高裁決定の示した判断枠組みを中心に、高裁決定の問題点について述べる。

第2、高裁決定の判断枠組み

1、高裁決定の判断基準

本件訴訟で司法に求められていることは、川内原発稼働の是非についての司法判断であるが、その司法判断の中心（基準）となるのが、

「今日の川内原発の現状で住民の生命身体の安全を守れるのか」ということになる。

高裁決定は、この判断をなすにあたって基準とすべき事柄として、

- ① 原発の安全性の程度は、我国の社会がこれを容認する程度—社会通念となっているもの—によって定めてよい(甲B161・59頁)。
- ② 改正原子炉規制法は「最新の科学的技術的知見をふまえて合理的に予測される規模の自然災害を想定した原発の安全性の確保を求めるもの」と解される(甲B161・64頁)。
- ③ この改正原子炉規制法の規制のあり方には、我国の自然災害に対する原発の安全性についての社会通念(我国の社会による容認の程度)が反映しているといえる(甲B161・64頁)。
- ④ 今日原発の安全性の確保について上記の社会通念を反映させた改正原子炉規制法により原発の安全性を確保するという立法政策がとられたことに鑑みると、原発について「最新の科学的・技術的知見をふまえた合理的な予測を超えた水準での絶対的な安全性に準じる安全性の確保を求めることが社会通念になっている」ということはできない(甲B161・64頁)。
- ⑤ 以上からすると、原発が改正規制法の規制基準と解される最新の科学的・技術的知見をふまえて合理的に予測される規模の自然災害を想定した安全性にも欠ける場合—現在の科学技術水準に照らし客観的にみて上記の安全性に欠ける場合—には、原発重大事故発生により、人の生命・身体に重大な被害を与える具体的危険がある(甲B161・65頁)。

とする。

2、高裁決定の判断構造

このような高裁決定の判断構造は、

- ① 原発に求められる安全性の程度は我国の社会の考えで決まる
- ② その考えは、社会通念として改正原子炉規制法による規制のあり方に反映されている
- ③ その規制法による規制の安全基準としては、「原発について最新の科学技術的知見をふまえて合理的に予測される規模の自然災害を想定した安全性の確保が求められている」と解されることから、原発がこれを満たしていれば稼働は容認されるということになる。

第3、高裁決定の判断構造の問題点

しかし、このような高裁決定の判断構造には、以下のような問題点がある。

1、改正原子炉規制法の目的

- (1) 高裁決定は、原子炉法の改正は「福島第1原発事故の深い反省に立ち、その教訓をいかしてそのような事故を二度と起こさないようにするとともに、我が国の原子力の安全に関する行政に対する損なわれた信頼を回復し……」(甲B161・63頁)とした上で、その趣旨からすれば、「本件改正後の原子炉等規制法は、①福島第1原発事故の教訓等に鑑み、発電用原子炉施設等の安全規制に最新の知見を反映させ、発電用原子炉施設が常に最新の科学的技術的知見を踏まえた基準に適合することを求めるとともに、②科学的、技術的手法の限界を踏まえて、想定外の事象が発生して発電用原子炉施設の健全性が損なわれる事態が生じたとしても、放射性物質が周辺環境に放出されるような重大事故が生じないように、重大事故対策の強化を求めるものであると解される」(甲B161・64頁)としている。

ここで高裁決定がいう「改正規制法が想定外の事象が発生しても重大事故が生じないように重大事故対策の強化を求めている」というのは、我が国の社会が当時の科学的知見で認識していた自然災害の規模についての想定を超えて発生した自然災害が福島第1原発の重大事故を招いたというまさに今日の原発安全対策の最大の教訓から導かれた道理であろう。

これは、高裁決定がこのように述べた根拠として、いみじくも原子炉法の改正が「福島事故の深い反省にたち、その教訓を生かしてそのような事故を二度と起こさないようにするため」と述べていることから明らかである。

そして、これこそ、今日の原発安全対策の出発点ともいうべき、3.11自然災害と福島原発重大事故に関する我が国(世界的にみても)最大最重要の教訓にもとづき、まさに我が国の社会通念ともなりえる原発重大事故対策の基本的考え方というべきものである。

- (2) ところが、高裁決定は、以上のように述べながらも、「このような改正後の原子炉規制法の規制の目的及び趣旨からすれば原子炉規制

法は最新の科学的技術的知見をふまえて合理的に予測される規模の自然災害を想定した発電用原子炉施設の安全性の確保を求めるものと解される」(甲B161・64頁)、とするのである。

しかし、改正原子炉規制法は、その目的を明記した第1条において、「…原子炉の設置及び運転などに関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行う…もつて国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。」と記されているのみであり、その全条文をみても、同法の趣旨及び目的として、原子炉規制法が「最新の科学的技術的知見をふまえて合理的に予測される規模の自然災害を想定した上での原発の安全性の確保を求めるもの」と解されるような文言があるわけではない。

改正原子炉規制法が、当時の想定を超える自然災害によってもたらされた福島原発事故の深い教訓の下に、同様の原発事故を再びくり返さないという強い決意の下に、その趣旨と目的をもって制定されたことを考えれば、改正原子炉規制法が単に合理的に予測される規模の自然災害を想定していればよいとしているものとは、にわかに考え難い。

高裁決定が、「改正規制法の趣旨及び目的からすれば云々」と述べるのは、改正規制法の目的等についての裁判所としての一方的解釈を示したものにすぎず、さしたる根拠に基づくものとは思えない。

2、原発安全性の確保についての社会通念は成立していないこと

(1) 高裁決定は、原子炉規制法とこれに基づく規制のあり方には、原発の安全性についての社会通念が反映しているといえるとする。

ここで高裁決定が原発安全性の重要な指標としてもちだしている「社会通念」とは、「社会一般で受け入れられている常識又は見解、良識」(広辞苑)とされる。

しかし、そもそも原発の安全性について、社会一般で受け入れられているいわゆる常識というべき「社会通念」とみなせる考え方が、今日、完全に成立しているものとは言い難い。

原発の安全性についていえば、

- ① 福島事故の原因自体がまだ確定しているわけではないこと
(全電源喪失の原因が津波によるものか、地震動によるものか

という重要な点でさえ、専門家間で意見がわかれている。)、

② 我国でおこりうる大規模自然災害である地震発生や火山爆発についての場所、その強さ、時期についても、今日の科学ではほとんど予知できないこと（地震の発生については確率的予知は試みられてはいるが、その確率的予知でさえも、現実には確率に準じて発生しておらず、度々はずれていること）、

③ 改正規制法の定立及び新規制基準の存在と、規制委員会の審査とにも拘らず、原発の安全性を認めず再稼働に反対する世論の方が多いの現状であること、

という状況である。

このような状況下において、どの程度の安全性が確保できれば、原発の安全性が保証できるのかについて、我国の社会で異論をみないような「社会通念」が成立しているとは、到底、言い難い。

(2)にも拘らず、高裁決定が、原発の安全性の程度に関する「社会通念」なるものが完全に成立しているかのようにして持ち出してきたのは、後述するように、この概念を改正原子炉規制法とこれに基づく規制委員会の規制のあり方の権威と正当性の根拠となし、これを「社会通念」に基づくものとするすることで、規制法と新規制基準による規制委員会の原発稼働判断を正当化し合理化しようとしたものではないか、と考えられる。

ここには、裏をかえせば、「国の定めた改正原子炉規制法に基づく規制のあり方こそが、今日我国の社会が容認する原発稼働の安全水準に基づくものである」として、改正規制法に基づく新規制基準による規制委員会の規制のあり方とその判定を絶対視し、それが社会通念に基づくものとして、規制委員会による川内原発の新規制基準適合性の判断を肯定していこうとする高裁の姿勢が根強くあらわれている。

第4、原発稼働判断に関する高裁の姿勢

1、原発の安全性に関する社会通念は規制法と規制委員会による規制のあり方に反映されていると位置づける高裁決定

高裁決定は、大要、「改正原子炉規制法は、福島原発事故の教訓をいかしてそのような事故を二度と起こさないようにするために、最新の科

学的技術的知見を規制に反映するとともに…規制の任にあたる組織（原子力規制委員会）の独立性を確保し、その専門技術的知見に基づいてその規制権限を行使することができるようにする趣旨のものと解される」、
「改正後の原子炉規制法の規制の目的及び趣旨からすれば、規制法は最新の科学的技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模の自然災害を想定した発電用原子炉施設の安全性の確保を求めるものと解される」（甲B161・64頁）、そして、「このような改正原子炉規制法の規制の在り方には、我が国の自然災害に対する原子炉施設の安全性についての社会通念が反映しているといえることができる。」（甲B161・64頁）と結論づけている。

高裁決定は、原発の安全性の程度は我国の社会の考え方で定まるが、この我国の社会の考え方は原発安全性容認に関する社会通念であり、その社会通念を反映して法制化されたものが改正原子炉規制法であり、同法に基づく規制の在り方が、専門技術的知見により規制を行う独立機関たる規制委員会によりなされる新基準に基づく規制（即ち、原発稼働の判断を含む）であるとして、改正原子炉規正法と規制委員会による規制のあり方を、社会通念に基づく規制・判断として位置づけようとしている。

2、原発の安全性の程度は規制委員会による判断によって定まるとするかのような高裁の考え方

ここで問題なのは、高裁決定が原発の安全性の程度は社会通念によって定まるが、その社会通念は改正原子炉規制法と規制委員会による規制の在り方に反映されているとして、社会通念という概念を介して、いわば原発の安全性の程度は改正規制法と規制委員会による判断によって定まるかのような考え方を示していることである。

しかし、このような「改正原子炉規制法と規制委員会による規制＝社会通念に基づく原発安全性の確保」という考え方を絶対視し固定化することになると、「改正規制法・新規制基準に基づく規制委員会による規制（原発稼働判断）が即ち社会通念に基づく判断である」という固定観念に陥りやすくなる、そうなると、現在の川内原発のように規制委員会の原発稼働適合判断がなされれば、多少の問題があっても、これが社会通念（我が国の社会の考え方）に基づく判断ということで、裁判所とし

ても、これを安易に追認してしまう傾向を強めるという弊に陥ってしまうことになりかねないのである。

しかも、高裁決定のいう「社会通念」という概念自体が存在していない疑いが強いものだとすると、裁判所が判断根拠にしようとする規制委員会の判断さえも不確かなものとなろう。

第5、高裁決定が「社会通念」に基づくものとして川内原発安全性について示した具体的判断

1、避難計画が実効性を欠いていても原発の安全性は是認されるという高裁決定の立場

(1) 高裁決定は、原発の安全性を判断するに際して、その判断基準として「社会通念」なる概念を度々もちだして、規制委員会の判断を肯定してきている。

その一方で、規制法による規制基準から除外され、規制対象とされていない原発重大事故時の避難計画について、高裁決定は、「周辺住民の避難計画が全く存在しないか存在しないのと同視し得るような場合でない限り、当該避難計画が合理性ないし実効性を欠くものであるとしてもその一事をもって原発の設置・運転による周辺住民の人権侵害のおそれがあるということとはできない。」(甲B161・270頁)としている。

しかし、川内原発に重大事故が発生し、福島第1原発事故のように放射能の流出が始まった場合に、放射能汚染から周辺住民の生命・身体を護るためには、全住民の早期かつ確実な避難しかない。

そのためには、原発の重大事故時において、このような避難が完全にできるための実効性のある避難計画が存在していることが必要不可欠となる。

この意味で、原発周辺地域住民（少なくとも半径30キロ圏内居住住民）のための実効性ある避難計画の策定と存在は、原発稼働の重要な要件の一つというべきものである。

このようなことから、被告国も、原発周辺自治体に対しては放射能流出を伴うような重大事故時に備えて実効性ある避難計画の策定を義務づけているところであるが、川内原発周辺の自治体及び住民も避

難計画の策定とその実効性には強い関心を有してきている。

- (2) また、避難計画が策定されていたとしても、仮にその避難計画に全く実効性がないということになれば、周辺住民はもちろんのこと、自治体も、被告国も、原発の稼働を認めることにはならないということになるだろう。

このような意味では、実効性ある避難計画の策定とその存在は、原発稼働の前提として、被告国の立法政策であり、高裁決定がいうところの社会通念の一つといっても過言ではない。

ところが、高裁決定は、原発の安全性については社会通念で決まると断じ、この社会通念に基づく安全基準に適合してさえいれば原発の稼働は容認されると判示するが、にも拘らず、実効性ある避難計画の策定に関しては、その策定が被告国の立法政策であり、社会通念の一つと考えられるにも拘らず、これを備えるべき安全基準に含ませようとせず、稼働の要件にもしようとしないのである。

ここには、新規制基準に適合し、規制委員会の適合認定を受けてさえいれば、それで原発の安全は確保される、という皮相な高裁決定の考え方が露骨にあらわれている。

しかし、避難計画については、「策定さえされていればよく、その実効性は問われない」という高裁決定の考え方は、原発重大事故の発生により放射能流出が発生した場合に、避難できない住民が出て、被害が発生しても仕方がない、という発想であり、川内原発の重大事故の発生から周辺住民の生命・身体をあくまで護るという姿勢が完全に欠落してしまっているのである。

ここにも、「規制法と規制委員会による規制のあり方には、原発の安全性についての社会通念が反映されている」という論理に基づき、新規制基準の対象とはされていない避難計画には、実効性がなくても、「規制委員会の審査をクリアしさえすれば、社会通念が求める原発の安全性は確保される」という高裁の基本姿勢が露骨にあらわれているというべきである（高裁決定は、原子力災害対策に関する法令の規定からすれば、周辺住民の避難のための避難計画の作成は基本的に市町村の責務とされ、原発運転・設置の規制の対象とはされていないとして、避難計画の実効性について、原発稼働の安全性判断の対象とさえ

していない。)

2、現実に高裁決定が示した具体的判断は、高裁決定のいう「科学的技術的知見をふまえて合理的に予測される規模の自然災害の想定」とも言い難いこと

(1) 前述のように、高裁決定は、原子炉規制法は「最新の科学的技術的知見をふまえて合理的に予測される規模の自然災害を想定した上での原発の安全性の確保」を求めると解される、とする。

高裁決定も、このような立場から、自然災害についての「最新の科学的・技術的知見」と、これに基づく「合理的な予測」についての解釈を試みた上で、川内原発は同地域で合理的に予測される規模の自然災害に対しても安定性が確保されると判断した上で、その稼働容認の結論を導いている。

(2) しかし、川内原発の重大事故からの安全を確保するのに最低必要と思われる基準地震動の数値の評価においても、又、火山の爆発等の危険に対し確保すべき安全性の考え方にしても、今回それが社会通念であるとして現実に判示している高裁決定の判断は、「最新の科学的技術的知見をふまえて合理的に予測される規模の自然災害」が想定されているものとも言い難いものである。

即ち、現行の基準地震動の問題についてみても、又、火山噴火の川内原発への影響の問題についても、高裁決定の判断は、最新の科学的・技術的知見をふまえて合理的に予測される事象を想定しての原発の安全性を確保できるという程度にすら達していないのである。

以下、その例を挙げる。

3、火山噴火の川内原発への影響については無視できるというのが社会通念とする高裁決定

(1) 高裁決定は、新規制基準の一部である「原子力発電所の火山影響評価ガイド」(平成25年6月19日原規技発第13061910号原子力規制委員会高裁決定、以下「火山ガイド」という。)の定めは、検討対象火山の噴火の時期及び規模が相当の時点での的確に予測できることを前提とするものである(甲B161・217頁)が、現在の科学的技術的知見をもってしても、原発の運用期間中に検討対象火山が噴火する可能性やその時期及び規模を的確に予測することは困難である

として、火山ガイドの内容が不合理であることを認めた（甲B161・218頁）。

しかるに、高裁決定は、「原子炉等規制法は、最新の科学的技術的予見を踏まえて合理的に予測される規模の自然災害を想定した発電用原子炉施設の安全性の確保を求めるもの」であり、上記の「合理的予測を超えた水準での絶対的な安全性に準じる安全性の確保を求めることが社会通念になっているということもでき」ないとして（甲B161・220頁）、約1万年に1回程度とされているVEI7以上の破局的噴火については、その発生の可能性が相応の根拠をもって示されない限り、この種の危険性（リスク）については無視し得るものとして容認するのが社会通念である、と決めつけたのである（甲B161・222頁）。

- (2) 高裁決定が、上記判断の根拠としているのが、「その影響が著しく重大かつ深刻なものではあるが極めて低頻度で少なくとも歴史時代において経験したことがないような規模及び態様の自然災害の危険性（リスク）について」は、「建築規制を始めとして安全確保の上で考慮されていない」という事実である。

建築規制と原発規制とを同視するこの説示には、啞然とせざるを得ない。

万が一被害を受けても、その後比較的早期に復興に向けて歩むことができる居宅やビルの建築には、低頻度の破局的噴火を考慮することは求めなくても、半永久的に帰還・復興を困難にし、我が国を滅ぼす危険すらある（近藤駿介原子力委員会委員長の「最悪のシナリオ」を想起されたい。）原発の建設が建築規制と同様であるなどということは、社会通念どころか、法の趣旨を全く無視した一裁判官の妄想でしかない。

火山についての確立した国際的な基準は、「IAEA火山評価ガイド」であるが、そこでは、火山事象について年間超過確率 10^{-7} 以下が推奨されている。つまり、1000万炉年に一度の確率の事象にも対応することが求められているのである。

また、高裁決定は、改正後の原発規制の在り方には社会通念が反映していると述べているところ、火山ガイドでは、原発に影響を及ぼし

得る火山として、第四紀（258万年前から今日まで）に活動した火山を抽出した上、完新世（約1万年前から今日まで）に活動を行った火山は、将来の活動可能性のある火山として、原発の運用期間中の火山活動の可能性の評価を行う旨を定めているのだから、1万年に1回程度の噴火にも対応することを求めていることが明らかである。

しかるに、高裁決定は、ここでは、法の要請である国際基準も原発規制の在り方も無視し、全く次元の異なる建築規制だけを根拠にして、社会通念は、破局的噴火を考慮することを求めていると結論付けているのである。

まことに不当かつ恣意的な判断であり、この点に関する高裁決定は、論理的にも破綻しているというほかはない。

4、川内原発の安全性については、最新の科学的技術的知見をふまえて合理的に予測できる規模の地震動よりも弱い規模の基準地震動の設定で足りるとする高裁決定

応答スペクトルに基づく手法については、松田式及び耐専スペクトルという、いずれも過去のデータをもとにした平均像を示す経験式を重疊的に用いて評価している。

しかし、いずれの式についても、これを大幅に上回るデータが実在し、これらの経験式を大幅に上回るような地震が発生したり、これらを用いて策定した地震動を大幅に上回るような地震動が川内原発敷地を来襲することは合理的に予測できるのであり、このことは、原告ら準備書面20、同23及び同31などで述べたとおりである。

また、震源を特定せず策定する地震動についても、 $M_w 6.5$ 未満の地震はどこにでも起こり得るからこそ策定が必要であるにもかかわらず、わずか $M_w 5.7$ にすぎない留萌支庁南部地震の最大地震動ですらない観測記録をそのまま用いて策定している以上、これを大幅に上回るような地震動が川内原発敷地を襲来することは合理的に予測できるのであり、このことは、原告ら準備書面31などで述べたとおりである。

しかるに、高裁決定は、「九州電力の基準地震動の策定が新規基準及び地震ガイドに適合するとした原子力規制委員会の判断も不合理であるということとはできない」としているのである（甲B161・141頁）。

5、高裁決定は、自らが提示した自然災害の規模についての合理的な予測の判断さえもふみはずしていること

このように、原発の安全性の確保を念頭にして最新の科学的技術的知見をふまえて、まさに原発稼働の安全に影響を与えるものとして想定すべき自然災害の規模を合理的に予測しようとするれば、それは、地震動にしても、火山の爆発の自然災害にしても、高裁決定が判示するような予測の規模にはならない。

即ち、高裁決定は、「最新の科学的技術的知見をふまえての合理的な予測」というが、現実の具体的判断（自然災害想定判断）においては、最新の科学的技術的知見に裏うちされた真に合理的に予測される規模の自然災害を想定しようとはしていないのである。

このようなことからすると、高裁決定は、川内原発の安全確保のために考慮・想定すべき自然災害の規模についての具体的解釈においては、自らが提示した原発稼働安全確保に関する自然災害の規模についての判断基準にさえも従っていないといわざるをえない。

高裁決定がこのような誤った判断に陥っているのは、まさに高裁決定自体がもちだした「改正原子炉規制法と規制委員会の規制のあり方（判断）が社会通念を反映する我国の立法政策である」という大前提に固執する中で、原発安全判断における新規制基準と規制委員会中心の考え方に裁判所が自らしばられ、結論においてこれに無批判に追随することになった結果という他ない。

6、規制委員会による規制の在り方が直ちに原発の安全性についての社会通念とすることはできない

たしかに、改正原子炉規制法は福島事故の深い反省をふまえて原発の安全性をより強化するために定立された法制であり、独立専門機関としての規制委員会による新基準に基づく規制は原発稼働における原発の安全性をより高め、もって原発重大事故の発生を防止しようとするものである。

しかし、このような改正原子炉規制法と規制委員会による規制の在り方が、直ちに原発の安全性容認の程度に関する我国の社会の考え方、即ち、社会通念であるとすることはできない。

先に述べたように、そもそも今日、原発の安全性容認の程度について

の社会通念なるものが成立しているといえないし、仮に、高裁決定のいう社会通念なるものが成立していたとしても、それが規制法に忠実に反映されていると断ずることはできない（先にも述べたように、高裁決定が社会通念とする最新の科学的技術的知見をふまえて合理的に予測される規模の自然災害を想定した原発の安全性の確保を求めるという概念は、規制法の条項のどこにも存在していないし、規制委員会の構成についても、原発稼働容認の立場の委員に偏っており公正を欠くという批判も存する。）。

第6、原発に求めるべき安全水準

1、原発の安全性の判断は被害を受ける住民の立場を中心に考えるべき

高裁決定は、原発に求められる安全性の程度は我国の社会の考えで決まるとした上で、それは、社会通念として改正原子炉規制法による規制のあり方に反映されていると判示した。

しかし、原発に求められる安全性の程度は、今日の科学的技術的知見からしても簡単に想定できないような万が一の事態にも重大事故発生を生じさせないという極めて高度の安全性であって、それは我国の社会の考え方次第で安全性の程度が決められるようなものではない。

そもそも、高裁決定のいうように、もし原発の安全の水準が我国の社会の考え方で左右されるという論理を貫くこととなると、原発稼働の社会的要請が強まれば強まる程、又、原発推進政策が社会的に強まる程、原発の安全性よりも原発の稼働が優先されることにもなりかねず、原発の安全性に求められる水準は低いものとされていくおそれがあるということとなる。

ただ、あえて「考え方」という視点でいうならば、原発にどの程度の安全性を求めるのかということについては、経済界・政界・電力業界をも含むというべき「わが国の社会」の考え方というよりも、原発事故により生命・身体・生活環境の被害を受けるおそれのある住民の立場を何よりも重視すべきであろう。

例えば、大気汚染公害についても、どの程度の大気汚染を禁止すべきかは、まずそれによって身体・生命の被害を受けるおそれのある住民の立場にたって、これをどこまで許容するのかという考え方を中心におく

べきと考える。

そして、原発の安全性の程度を考える上で重要な指標にすべきであるのが、いうまでもなく福島第1原発の事故の教訓ということになる。

そして、原発の安全水準を最終的に決めるのは我国の社会の考え方がどうであるかではなく、一たん発生するととりかえしがつかないとされる原発事故特有の重大性をふまえた原発の安全性に関する科学的技術的知見であり、原発の安全に関して福島事故の経験を含め我々が把握してきた諸事実であろう。

2、原発の安全水準の程度に意見がわかれた場合は、より高い方の安全水準が優先されるべき

わが国の公式の考えとされる規制委員会の考える安全水準の程度と、被害を受ける側の住民の考え、住民が望む安全水準の程度及び福島事故の教訓から導きだされるあるべき安全水準の程度とが異なる場合には、安全規準としては、より安全性の程度が高い安全水準の考え方が優先されるべきである。

たとえば、福島事故については、肝心の全電源喪失の原因が地震によるものか津波によるものか、専門家の間でも意見が分かれており、事故内部の調査ができないという現状で原因が確定できていないという問題がある。

しかし、原因次第では、規制基準も規準の適用の仕方も大きく変わってくることは明らかであるのに、規制委員会の規制基準については、津波が主たる原因であることを前提にして規制基準も策定され、運用されている。

しかし、規制基準を定立する上で極めて重要な要素とされたであろう福島事故の全電源喪失の原因の確定ができていないという現段階では、本来、福島原発事故を教訓とする規制基準の定立自体ができないこととなる。

このような場合には、「重要な原因の確定まで稼働させるべきでない」というのが一般的常識であり、真の社会通念となりうるべきものであろう。

それにも拘らず、稼働を検討しうる基準がありうるとすれば、地震動が原因と想定される場合の安全基準と、津波が原因と想定される場合の

基準の二つの安全基準を定立し、両方の基準（多くはより安全性を高める厳しい方の基準が求められることとなる）を満たした場合にはじめて稼働が検討できるような規制の仕方が求められることとなろう。

3、原発の安全性は科学的知見により合理的に予測される規模を超える自然災害まで念頭におくことが必要なこと

我々が目のあたりにした福島事故、そして世界が体験したチェルノブイリの事故の教訓をみても、原発は一旦重大事故が発生すればそれはとりかえしのつかない事態となる（両事故ともいまだに問題解決の目途さえたっていないこと、福島事故は運がよくなければチェルノブイリと同様関東一帯の汚染と避難が想定されたこと等）ことは周知の事実である。

このことから考えても、原発の安全性に求められるのは「最新の科学的知見をふまえて合理的に予測される規模の自然災害を想定した原発の安全性」では不十分で、これをこえて絶対的安全性に少しでも近づくものでなければならない。これこそが過去の原発重大事故の教訓からくる安全性の基準であり、被害の受ける可能性のある住民が求めている基準であろう。かつて最判伊方判決が、原発事故は万が一にもあってはならないようにすべきとの立場を示したのはまさにこのことを示している。

高裁決定は、最新の科学的知見をふまえて合理的に予測される規模の自然災害を想定した原発の安全性の確保を求めるのが今日の社会通念であるとする。しかし、最新の科学的技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模の自然災害として策定されていたはずの基準地震動を超える地震が我国において過去12年間という短期間に原発の存在する5ヶ所の地域で発生しているという事実からしても、原発の安全性は合理的に予測される規模の自然災害を想定した安全性の確保で足りるということにはならないものである。

ちなみに、平成17年から今日までのわずか12年間足らずの間に我国の原発所在地で発生した地震のうち、原発の耐震設計の基準となる基準地震動を超える地震動は下記の5ヶ所である。

記

地震発生日	原発名	地震名	地震の強度
平成17年8月 16日	女川原発	宮城県沖地震	M7.2 316ガル（観測された地震動） 250ガル（設計用最強地震）
平成19年3月 25日	志賀原発	能登半島沖地震	M6.9 375ガル（設計用最強地震） 基準地震動越え
平成19年7月 16日	柏崎・刈羽 原発	新潟県中越沖地 震	M6.8 1699ガル（観測された地震動、約4倍） 450ガル（設計用 限界地震）
平成23年3月 11日	福島第1原 発	東北地方太平洋 沖地震	基準地震動越え
平成23年3月 11日	女川原発	東北地方太平洋 沖地震	基準地震動越え

このように考えてくると、原発に求められる安全性は本来は絶対的安全性に近いものでなければならないというべきであるが、これを百歩譲ったとしても、わずか12年間足らずの期間内に我国の原発所在地で基準地震動を超える地震が少なからず発生しているという事実、しかもその中には新潟県中越沖地震のように設計用限界地震の数値（450ガル）を4倍近く超えた地震もあることをふまえると、少なくとも高裁決定のいう「最新の科学的技術的知見をふまえて合理的に予測される規模」の4倍の規模の自然災害を想定した原発の安全性の確保を求める必要があるというべきであろう。

4、事故発生の様々なリスクの可能性に対する原発の安全確保に求められること

(1) 高裁決定は、「新規制基準に反映された科学的、技術的知見が最新のものであるとしても、科学的技術的知見に基づく将来予測には、科学的、技術的手法の限界に由来する不確実性が不可避免的に存し、予測を超える事象が発生する可能性（リスク）は残るのであって、本件原子炉施設において策定された基準地震動を上回る地震動が発生する可能性（リスク）は零にはならない。」（甲B 1 6 1・1 8 1頁）とし、また、

「本件原子炉施設の建物・構築物及び機器・配管系の設計上裕度が存するとしても、その裕度の程度はさまざまである上、設計、施工に内在する種々の不確定要素や応答解析の手法に内在する限界等からして、建物・構築物や機器・配管系が損傷する可能性（リスク）も零ではない。さらに、重大事故対策においても、当該重大事故等が発生させた自然事象等の影響等により重大事故等対処施設が正常に機能せず、あるいは現場の混乱等により人為ミスが重なるなどの不測の事態が生じる可能性も皆無ではない。」（甲B 1 6 1・1 8 1～1 8 2頁）ともしている。

このように高裁決定は、科学的技術的知見に基づく将来予測を超える様々な局面での事象（リスク）、即ち基準地震動を上回る地震動、施設の構築物や機器配管系等の“損傷”、重大事故対処施設の不具合、混乱による人為ミス等の各リスクが発生する可能性が残ること、一方で他に合理的な方針ないし基準が存在することをいずれも否定しない。

このように高裁決定も、原発重大事故発生の原因としての様々なリスク発生の可能性が存在し、新規制基準に反映された最新の科学的技術的知見に基づく合理的な予測を超える事象（リスク）、即ち、想定以上の原発重大事故原因が発生する可能性を認めているのである。

(2) このように言いながら、高裁決定は「リスクの可能性は零にはならない」とか「不測の事態が生じる可能性も皆無ではない」として起こりうるとする想定外のリスクが極めて例外的で希なものであるかのようにいおうとする。しかし、はたしてそうだろうか。

高裁決定が、原発重大事故発生の原因としておこりうるリスクとして例示する事象、基準地震動を上回る地震も機器配管の損傷、重大事故対処施設の不具合も、人為的ミスも決して極めて稀なことではなく、福島事故に限らず全国の原発で現実にも何回も発生してきていることではないか。

このようなリスク発生の可能性に対する国民の不安が、完全に払拭されない限り、稼働は認めるべきではないというのが真の意味での社会通念と評しうるものではないか。

高裁決定の立場からすると、これらはいずれも「最新の科学的技術的知見をふまえて合理的に予測される事象」をこえた想定外の事象ということであり、原発の安全対策としては考慮しなくともよいということになるが、そのような考え方は万が一にも重大事故の発生は許されないというべき原発の安全性が確保できないのは明らかである。

このように考えると、原告らが再三述べているように、原発に求められる安全性の水準としては、最新の科学的・技術的知見をふまえて合理的に予測される事象を想定しての原発の安全性を確保できるという程度では不十分であり、最新の科学的知見により合理的に予測される事象を超える事象（自然災害等）に対しても安全性が確保できるものでなければならないというべきである。

そもそも、福島原発事故やチェルノブイリ原発事故等いわゆる原発の重大事故は、当時合理的に予測され想定されていた事象を超える事象（自然災害等）によって発生してきていることを忘れてはならない。

第7、原発の安全基準と原発建設コストの問題

1、原発建設コストに限界づけられる原発の安全性

原告は他に類をみない原発事故の重大性、不可逆性からすると、原発の安全性はできるだけ絶対的安全性に近づくものでなければならないと考えている。

百歩譲って仮に絶対的安全性に近いものにならなくとも、原発事故の特別な重大性を考え、平成19年7月に柏崎・刈羽原発に発生した地震が当該原発の設計用限界地震の約4倍近くを観測していることを考え

ると、少なくとも高裁決定のいう「最新の科学的知見をふまえて合理的に予測される規模」の4倍の規模の自然災害を想定した原発の安全性の確保が必要とされるべきである。

このように、原発の安全確保のために科学的知見をふまえ合理的に予測される災害の規模の4倍の規模の自然災害に対しても安全性が確保できるだけの原発の設置が求められることとなっても、今日の科学技術をもってすればそれは十分可能であろう。

にもかかわらず被告九電ら電力会社が、原発の安全性をそこまで高めようとならないのは、それでは原発の建設のコストが大きく増大する事となり、電気エネルギーの発電装置として経済的にひきあわなくなるか、ひきあったとしても原発稼働により電力会社が得られる利益が大幅に低下することになるからである。

2、原発稼働を前提とし、原発建設コストとのバランスを考慮した原発の安全基準

(1) 原発は、安全のための強度を上げることは可能であっても、そのためにコストが高くなれば電力会社にとって原発を発電装置として採用するメリットがなくなる事となる。

そこで、原発再稼働を積極的に進めようとしている電力会社は、原発の安全性に対するコストを原発の経済性に見合うようにできるだけ低くしようとする事となるし、原発稼働に前向きな国もこれを容認することとなる。

そこで、原発再稼働を進めることを前提に考える立場からすると、原発の安全対策のためのコストと原発に求められる安全基準のバランスをできるだけとろうということになる。このような視点から原発に求められる安全水準について考えると、次に述べるように原発の安全を保つ上での最低限の基準ともいえるべき「最新の科学的技術的知見をふまえて合理的に予測される規模の自然災害に対して原発の安全性を確保することを原発安全性の基準」とするのが相当ということになるのであろう。

(2) しかし、最新の科学的知見により、合理的に予測される規模の自然災害さえも下回る小さな規模の自然災害を、それ以上の災害はおこらないという意味での原発安全対策の基準とすることが許されないこ

とは当然のことである。そうだとすると、「合理的に予測される自然災害の規模」というのはそれを下回ってはならないという意味での原発安全性のための最小限の基準を示したものにはなるが、それが特別の危険性を有する原発の安全基準としてそれで十分ということにはならないのである（後述のように、原発事故発生時の問題の特別の重大性—発生してしまえば被害の完全な回復は不可能でとりかえしがつかないこと、一旦発生した事故の終息の技術を人類はまだもちえていないこと等—からすると、少なくとも原発の安全性について上記の基準を原発の安全基準とすることは許されないというべきである）。

なお、規制委員会と被告九電の今日の判断からすると、先にみたように今日において合理的に予測される規模の自然災害よりも更に低い規模のレベルの自然災害（例えば地震動の数値にしても、火山カルデラ爆発にしても）を川内原発安全対策上想定すべき最大の基準としており、高裁決定も結論的にはこれを肯定しているのである。

3、国の立法政策としての原発の安全基準

高裁決定は、「原子炉規制法は、最新の科学的技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模の自然災害を想定した発電用原子炉施設の安全性の確保を求めるものと解される」とし、「福島第1原発事故の経験を経た後の我が国において発電用原子炉施設の安全性の確保について上記のような立法政策がとられた」として上記のような原発の安全基準は国の立法政策により成立したものと判示する。

このような原発に対する国の立法政策は、原発の稼働を進めることを前提に原発の安全性を確保するというものであるが、それは原発の存在が経済的にも成り立つことを前提にした上でその限りでの安全性の確保ではないのか。そして高裁決定によるとそのような要請にもとづき考えだされた安全基準が「合理的に予測される規模の自然災害」ということになるのである。

即ち高裁決定によると、原発の安全性の確保は原発の存在が経済的にも成り立つことを前提として、国の立法政策としてこの原発の経済的コストと安全性確保のバランスの上に定立された原発の安全基準が、「合理的に予測される規模の自然災害に対する安全性の確保」ということになるのである。

このような高裁決定の立場からすれば、原発の安全性は国の立法政策により原発の安全性確保の基準とされる合理的に予測される規模の自然災害に対して確保できればよく、それ以上の自然災害に対する安全対策はなくとも稼働は認められる。それが社会通念に基づく国の立法政策であるとするのであろう。

第8、原発の安全基準と自然災害の規模の合理的予測の限界

1、合理的予測を超える規模の自然災害には原発の安全性が確保できなくともよいという高裁決定の立場

このような立場からすれば、コストをかければそれ以上の安全対策がたとえ可能であっても、それは稼働の要件とする必要はないということになるだろう。

しかし、そうだとすると合理的に予測される規模を超える自然災害が発生した場合、あるいは客観的にみれば当時の科学的知見によれば合理的に予測される規模は超えていなくとも、規制委員会が稼働の適合性を認定した際に前提とした規模（上記の合理的予測よりも小規模）の自然災害を超える自然災害が発生した時、原発の安全性は損われ、重大事故発生危険がでてくることになる。

このような場合がありうることは、規制委員会も高裁決定も否定はしていない。規制委員会の稼働適合認定が、原発の安全性を完全に保証するものでないことは規制委員会自身が認めているところである。

しかし、このような状況下でもし原発重大事故が発生した場合、それは想定外（合理的予測の範囲外）のものであり、立法政策の範囲外であるとしてあきらめるしかないというのだろうか。このような合理的予測をこえるような規模の災害に対する安全対策も可能かもしれないが、それではコストがかかりすぎ、原発による発電事業がなりたたなくなるか利益が低くなる。であるから予測をこえるような事故が発生した場合は、生命・身体・環境の安全はあきらめる他ない、膨大な被害が発生して、今の東電がそうであるように20兆円をこえるといわれる未曾有の被害額が発生してもそれは国民が支払う税金や値上げされた電気料で負担してもらい、電力会社は支払わないでよい、というのだろうか。

2、「自然災害の規模についての合理的予測」も判断者の解釈によって定める他ないこと

これに対し、高裁決定は、合理的に予測される規模をこえる自然災害が起こりうることは否定しないが、それは極めて希なことで無視できる程の確率でしか発生しないことから、それは原発稼働について我国の社会が許容する範囲のリスクであるとする。

しかし、「最新の科学的技術的知見をふまえて合理的に予測される規模の自然災害」といったところで、それが科学的にも専門家の間でも今日明確に確立しているわけではない。

従って、何をもって「合理的に予測される自然災害」とするのかは判断する者の解釈によって確定するしかないこととなる。

しかし、ここでいう「最新の科学的技術的知見」についても専門家間で意見が分かれ、そうでない部分でも一定の幅があり、又、最新の科学的知見そのものが、科学の進展、今後の災害発生の実事と経験によって変化・発展していくものであって、決して固定的なものではないのである。又、新たな知見に基づく「合理的な予測」にあたるのかについても判断者が解釈で確定するしかなく、何をもって「合理的」とするのかという点についても判断者によって見解がわかれる可能性がある。

3、地震動をはじめとする自然災害の規模の正確な予測はそもそも今日の科学的知見では不可能であること

(1) さらにいえば、地震・津波・火山爆発等の自然災害が、どこにどのような規模で発生するかについては今日の科学的知見によってもほとんど正確な予測などできないという現状があることからすると、「科学的知見による合理的予測」という概念自体極めて不確かなものという他ない。

(2) 例えば、地震の発生についていえば、どこでどのような規模の地震が発生するかを確実に予測できるような科学的知見は今日存在していないのであり、これは地震学会も認めているところである。

このことは1995年に発生した阪神淡路大震災、2011年に発生した東日本大震災をはじめ、今日までに我国で発生した大地震、津波等の規模、発生地等について、当時の「最新の科学的知見による合理的な予測」により事前に十分予測しえた例などほとんどなかったと

いうことからしても明白である。

- (3) このように考えると、川内原発周辺で少なくとも最新の科学的知見によって将来発生しうる地震を確実に予測することなどそもそも困難という他ない。

もちろん、そのレベルはともかくも今日の最新の科学的知見が存するのであるから、これに基づく限りでの予測をすること自体は可能であろう。しかし、問題は「最新の科学的知見による合理的な予測」が現実的にみてどの程度の正確性、確実性のある予測となるのかということである。

将来の地震発生予測の重要な指標とされる肝心の活断層についても、地表近くを除いたら深部の活断層はほとんど把握しえないこと、これを補うための「過去の内陸地殻内の地震についての観測記録」についても正確な予測のために必要と思われる観測記録が大きく不足している等、科学的知見による予測の根拠となりうる資料がまだまだ極めて不十分というのが現実である。このような状況下で、いかに「最新の科学的知見による合理的な予測」といつてみたところで、将来発生しうるべき最大の自然災害について原発の安全性が確保できるだけの必要かつ十分な予測ができるとは到底思えない。

このように考えてくると、今日でいう最新の科学的知見による「合理的」な予測ができたとしても、それには大きな限界があり、そのことで原発の安全性を十分確保できるといえるようなものではないのである。

4、高裁決定も原発の安全基準について他に合理的な方針・基準が存在することを否定していないこと

高裁決定は、「新規制基準に反映された科学的、技術的知見が最新のものであるとしても、科学的技術的知見に基づく将来予測には、科学的、技術的手法の限界に由来する不確実性が不可避免的に存し、予測を超える事象が発生する可能性（リスク）は残るのであって、本件原子炉施設において策定された基準地震動を上回る地震動が発生する可能性（リスク）は零にはならない。」（甲B161・181頁）と述べ、さらに、「新規制基準は、基準地震動の策定、耐震安全性の確保、重大事故対策などといった、各項目の基本的な考え方やそれに基づく具体的な方針ないし

基準を個別的に見れば、上記のようなリスクを残すものとなっており、また、他に合理的な方針ないし基準が存在することを否定するものでもなく、今後とも最新の科学的、技術的知見等を不断に反映させてその内容を改善・向上させていくべきものといえる」（甲B161・182頁）と述べて「最新の科学的技術的知見」をふまえる基準自体が絶対的固定的ではないことを認めている。

しかし、少なくとも原発の安全性に関する限り、その安全性確保の基準を判断するのに、判断者の解釈の仕方や基準の定め方いかんで、合理性のあるとされる安全基準の考え方が異なってくる——そのために本来予測すべきであった自然災害の規模の判断を見誤るというような結果になるのは決して許されないというべきである。

他はともかく、少なくとも一旦重大事故が発生したらとりかえしがつかなくなる原発に関しては「最新の科学的技術的知見とかこれに基づく合理的予測」の解釈を見誤っていたために原発事故を発生せしめる自然災害を予測できずに原発重大事故を招いてしまった（福島事故の場合はまさにその実例ではないのか）ということではすまされないのである。

5、規制委員会が「合理的に予測される自然災害の規模」の解釈・判断を誤らない保証はないこと

(1) 規制委員会にしても、政府から選任されたわずか5名の専門家であるが、この5人の専門家として最新の科学的・技術的知見の採用や「合理的に予測される自然災害の規模」の解釈、判断を誤らないという保証はどこにもない。

(2) 例えば規制委員の一人であった島崎邦彦氏は、日本地震学会会長、地震予知連絡会会長などを歴任する等我国の地震予知の権威的立場の専門家であったが、2014年に政府による規制委員人事によって更迭されるに至った。しかし、このような島崎氏の更迭の背景としては、再稼働の適合審査において基準地震動等に厳しい姿勢で臨む島崎氏を、電力会社をはじめとする政財界が嫌い、島崎氏の交代を求めた結果という見方もされている。

2014年5月28日付の朝日新聞（甲A131）は島崎氏の規制委員おろし問題に関して次のように報道している。

①「安倍政権が示した原子力規制委員会の後任人事案は、厳しい審査

を担ってきた島崎邦彦委員が去り、原発推進を担ってきた専門家を加える内容だった。交代を求めてきた政財界には歓迎ムードが漂う。原発事故の反省から推進側からの独立をうたって発足した規制委に、再稼働を目指す政権の色がにじみ始めた。」

②「島崎氏は5人の委員のうち唯一の地震学者で、活断層や津波などの審査を担当してきた。厳しさの背景にあるのは、福島第一原発事故の反省だ。かつて東北地方沖のどこでも高い津波が発生する可能性を指摘しながら、対策に反映されなかったことを東日本大震災後に批判。電力会社に厳しい姿勢で臨んできた。」

③「『島崎先生には苦しめられた』。規制委の優先審査が進む川内原発（鹿児島県）を抱える九州電力幹部は今回の交代劇にこう感想を漏らした。九電は、規制委の指摘を受け入れ、川内原発を優先的に審査してもらえることに。だが、島崎氏らの厳しい指摘で、想定する最大級の地震の揺れ「基準地震動」や津波をより大きくすることを迫られた。その結果、追加の対応が必要になり、今夏の再稼働は厳しい状況だ。」

④「経済団体は、原発を『重要なベースロード電源』と位置づけた政府のエネルギー基本計画が4月に高裁決定してすぐに、規制委への『圧力』を強めてきた。関西経済連合会と九州経済連合会の幹部は今月14日、原子力規制庁の池田克彦長官と面会し、『原発の一刻も早い再稼働を求める』と伝えた。こうした動きと前後して、自民党から島崎氏への集中砲火が強まった。」

⑤「政財界の圧力通りに島崎氏の交代が決まり、しかも『原子カムラ』の権威でもある田中知氏が新たに委員に就くことには『再稼働に弾みがつく』（中堅）と歓迎ムードが漂う。」・「田中氏は、経済産業省の原子力部会長を務めるなど原発推進を担ってきた。今月、規制委の審査会委員に就いた際には、3年前に原発メーカーなどから計110万円の研究費を受け取っていたことも明らかになっている。2012年の朝日新聞のインタビューでは、福島第1原発事故は『いくら反省してもしきれない』と述べる一方、『エネルギー安全保障や産業界への貢献など、原子力はまだまだ必要な技術だ』と主張した。」（以上、甲A131・2014年5月28日付朝日新聞）

(3) 以上、我国の第一線の地震学者であり基準地震動の審査に厳しい姿

勢で臨んでいた島崎委員の突然の退任の経緯をふまえてみても、果して今日の規制委員メンバーによる厳格な審査が公正になされるのかさえ疑いを禁じえない。このようなことからすると、肝心の規制委員会が、国の原発稼働推進政策をふまえ、当初から電力会社の意向に傾いた判断・解釈を行うリスクもないとはいえないのである。

6、「合理的に予測される自然災害の規模」に関する科学的知見の解釈を誤ることによる原発重大事故発生のリスク

更に、原発の安全性に関しては、専門家でもない裁判所が上記についての解釈・判断を誤らないという保証もない（現に各地の裁判所の原発稼働をめぐるこれまでの判決・高裁決定をみても「合理的に予測」される自然災害の規模についても裁判官によって判断・解釈がわかれている）。

もし、原発稼働を安全として容認した判断者（例えば規制委員会）の解釈と判断が、自然災害の規模について客観的に正当な予測をなした「他の合理的な方針ないし基準」に比して不十分なものであったとすると、当該判断者が想定した自然災害をこえる規模の災害が希でなくとも発生する可能性があるし、そうなれば、これに対する安全対策を十分とっていなかった原発に重大事故が発生するリスクは避けられないこととなるからである。

規制委員会の判断を肯定した高裁決定の、「合理的に予測される自然災害の規模」についての判断と原告らの主張は異なっているが、その内容に立入って仔細に検討すれば、高裁決定は合理的に予測される規模の自然災害の解釈・判断を誤り本来予測すべき自然災害の規模を下回る規模の自然災害を原発稼働の安全基準とすることを容認しているのである。

7、福島事故以前にも「福島原発で予測すべき自然災害の規模」の解釈・判断について意見がわかれていたという教訓

例えば、福島事故以前には当時の原子力委員会は、福島第一原発が重大事故を起こすような東北沖地震・津波の自然災害を科学的技術的知見によって合理的に予測される範囲の自然災害として想定はしていなかった。しかし、3.11東北沖地震発生以前にも、この規模の津波・地震の自然災害発生の危険性を予測した専門家は少なからず存在してい

たのである。即ち、福島事故以前にも当時の科学的技術的知見においてもその解釈については意見がわかれていたし幅があったのである。

このようなことから考えると、原発稼働認定判断時における最新の科学的技術的知見をふまえて、合理的に予測される規模の自然災害を原発の安全基準としただけでは不十分（即ち、原発の十分な安全性は確保できない）であるという事こそ福島原発事故からくみとるべき重要な教訓ではないのか。

8、原発の十分な安全性確保のためには、その安全基準が「合理的に予測される自然災害の規模」の程度を十分に超えておく必要があること

このように高裁決定が、原発の安全基準として判示する「最新の科学的知見をふまえて合理的に予測される自然災害の規模」の概念自体もその判断者の解釈によって異なることがありうるというリスクが常に存在しているという問題がある。このことから考えると、原発の十分な安全性を確保するためには「最新の科学的知見で合理的に予測される自然災害の規模」に対する原発の安全性を安全基準とするのは不十分であり、安全基準としての「予測すべき自然災害の規模」の程度については、万が一にも事故発生があってはならないという立場からは、少なくともこれを十分に超えているものでなければならないこととなろう（まちがっても、それを下回るものが許されないという意味で安全性の最低基準にしかならない「最新の科学的知見により合理的に予測される規模の自然災害」を原発安全性の最高限度の基準とすることは許されない）。

即ち、最新の科学的技術的知見をふまえて合理的に予測される規模の自然災害の程度を十分超えることで、予測すべき自然災害の規模の大きさに十分な余裕を与えることにより、「科学的技術的知見に基づく将来予測の科学的技術的手法の限界」や、一部の専門家による「最新の科学的技術的知見による合理的予測の限界」からくる万が一の誤りを防止することができることになる。原発の安全基準は元来そういうものでなければならないというべきである。

そうなると、原告が主張するように、万が一の事態についても原発の安全性を確保するためには「合理的に予測される自然災害の規模」の何倍かの自然災害を想定することが必要というべきである。

第9、原発の安全確保と司法の役割

1、規制委員会の任務と裁判所に求められる判断

規制委員会の任務（原発の安全審査）の中心は、審査対象原発が新規規制基準に適合しているか否かを提出された資料をもとに判断することであり、適合していれば安全性が推定されるとして再稼働が認められることとなる。

しかし、それは新基準に適合しているという意味で新基準が求める安全性が存しているということであり、規制委員会が適合したと認定したことをもって原発の安全性が完全に保証されるものではない。このことは当の規制委員会が自認している。

これに対し、本訴訟で司法（裁判所）に求められる判断の中心は、現在川内原発が有する安全の水準で原発重大事故と原発からの大量の放射能の流出を防止でき、原告ら住民の生命・身体・財産等の安全を確保できるか、ということである。

もっとも、規制委員会の新基準に適合しているという認定があれば、特に重大な過誤がない限り上記の意味での川内原発の安全性が確保できるものといえるというのが、高裁決定の立場であろう。

2、規制委員会の安全審査と裁判所の安全性判断

しかし、規制委員会の安全審査としての認定は、専ら対象原発が新基準に適合しているか否かを中心にその限りでなされるのに対し、裁判所の判断は住民の生命・身体等の安全が保証されるのかという視点からなされるべきであり、たとえ新基準に適合していても住民の安全が保証できるものでないと判断されれば、稼働は認められないということとなる。

例えば、もし新基準において、「最新の科学的知見により合理的に予測される規模の自然災害」が原発安全性確保の基準とされていれば、規制委員会が原発の安全水準が上記の基準をクリアしていると判断すれば、新基準への適合性が認められることとなろう。

しかし、原発重大事故からの住民の安全の万一の場合の保証という観点からすると、原告らが再三述べているように、合理的に予測される規模の自然災害を原発の安全基準の上限にするのでは足りず（これは安全を確保できるための最低の基準であり、万が一の事態にも安全を確保できる十分な基準とはいえない）その何倍かの規模の自然災害を基準とし

て原発の安全性を判断すべきということになる。

又、たとえ規制委員会が、新規制基準の対象とされていない避難計画や立地基準について原発の安全性の観点から全く判断をしていないとしても裁判所は住民の原発からの生命・身体の安全の確保という観点からこれらの合理性・実効性についても当然に判断すべきことになる。

3、国の立法政策と司法の果たすべき役割

(1) 高裁決定のいうように、原発の安全性確保のために改正規制法と新規制基準を定め、同基準への適合性を規制委員会に認定させて原発の稼働の安全性を確保するという規制の仕方は、まさに我国の原発稼働に関する立法政策ということになっているのかもしれない。

しかし、これが国の立法政策であり、社会通念であるから、これに適合すれば再稼働が許されるという考え方は短絡的である。

それが国の立法政策とされていようがまいが、原発の安全性については司法として司法の立場から厳正に検証すべきであるし、そのことで原発の安全性が、十分確保できるものでなければ稼働は許されるべきでない。そのように判断されれば、稼働の禁止を命ずるのが司法の役割だからである。

(2) 国民の生命・身体・財産を守るために、国として多くの立法政策が存在してきているが、例えば大気汚染や薬剤の規制基準、ハンセン病隔離政策等々、国の立法政策そのものに、不十分かつ重大な欠陥があったため、これが司法判断によって是正され、被害を受けた国民が、救済されることとなったという事実は過去少なからず存在してきた（例えば、ハンセン病についていえば、ハンセン病に伝染力が強く、また治癒も困難であるという誤った前提で徹底した隔離による「治療」が長年にわたって「国の立法政策」とされ、それが「社会通念」であるかのように取り扱われてきたが、これが司法によって断罪されたことは記憶に新しい）。

まさに人々は、それが社会通念であるかのようにいわれ、当時の最新の科学的知見に基づくものとして国の立法政策とされてきたことでもそれに欠陥があり、このままでは国民の人権、財産、生命・身体がおびやかされるおそれがある時には司法に救済を求めるのであるし、このような住民らの訴えが正当であると判断されれば、司法もこ

れに応じて国の立法政策のゆがみを是正することでその役割を果たしてきたのである。ここには、今回の高裁決定のように、国の立法政策とされていることであるからそれ以上のリスクは考えなくてよいという思想は存在していないのである（もし、高裁決定のような立場をとることになれば、国の立法政策に誤りがある場合に国民の権利を救済・擁護するという司法の役割は果たせないこととなる）。